

令和4年9月12日

保護者様

鳥取県立米子工業高等学校長

新型コロナウイルス感染症への対応等について（連絡）

保護者の皆様には、日頃より本校教育活動に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。さて、9月に入り、新規陽性者数の推移が減少傾向になっていますが、高校でのクラスターの発生等、学校生活での集団感染は止まっています。9月8日（木）の第273回鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、国の療養期間等の見直しに対する本県の対応が示されたところです。

つきましては、陽性判明後の療養期間について下記のとおり変更されましたので御承知ください。新規陽性者数の推移が減少傾向にあるとはいえ感染者数は依然として多く、感染のリスクが下がったわけではないため、学校や家庭における感染の再拡大防止に向けて、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いします。

記

感染リスクが残存することを踏まえて、10日間（無症状患者は7日間）感染防止対策を徹底（※）することを前提に、以下の取扱いとします。

- (1) 無症状患者（無症状病原体保有者）
  - ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
  - ・5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。
- (2) 有症状患者（入院を要しない者）
  - ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- (3) 有症状患者（入院を要する者）（従来から変更なし）
  - ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。
- (4) その他
  - ・解除可能日以降、他者への感染リスクの不安から学校を欠席する場合は、出席停止として取り扱います。

〔※具体的な感染防止対策等〕

- ・検温など自身による健康状態を確認する
- ・高齢者等ハイリスク者との接触を回避する
- ・ハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける
- ・感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける
- ・正しくマスクを着用する

（厚生労働省ホームページ）

- ・症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。検温など自身による健康観察の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

【担当】 教頭 大森 教雄  
電話 0859-22-9211